

# 西東京市はいま

## 学校選択制度〜その1〜

18

### これまでの経過

文部省(当時)では、臨時教育審議会の「教育改革に関する第三次答申」(昭和62年5月8日)および行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見(第一次)」(平成8年12月16日)の意見・提言を受け、平成9年1月27日付で、「通学区の弾力的運用について(通知)」において、教育上の影響等に留意しつつ、通学区区域制度の弾力的運用に努めるように通知しています。

この流れを受けて他区市では、平成12年度に実施した品川区をはじめ、足立区、江東区、日野市などが導入し、これから実施する区市も少なくない状況です。

### 学校選択制の検討

子どもの教育に責任を持つ親が、自己の責任において子どもに受けさせたい教育、行かせたい学校を選択できるという要求は強くあり、学校選択の機会拡大は市にとって避けて通れない大きな課題となってきました。

教育委員会内部で昨年12月に学校選択制検討会を設置し、本市の現況において、学校選択制を導入すべきか検討した結果、導入すべきとの結論を得ました。

### 市の状況

市では、市内転居、住宅購入、教育的配慮などの理由や、合併時の特例として旧市境において近い学校に就学できるなど、指定校以外の学校を希望できるように、審査基準に基づき通学区区域制度の弾力的運用を図ってきました。そのような中で、旧市境以外の地域の保護者からも、「自宅近くに学校があるのに、遠くの学校に入学しなければならないのか」「幼稚園の友だちと一緒に学校に行かせたい」等の声が多く聞かれるようになりました。

市が3月に出した「西東京市子ども生活と家庭の

### 実施懇談会からの答申

5月13日に教育長の私的諮問機関である「西東京市学校選択制度実施懇談会」(学識経験者、学校長、保護者、地域の方の代表で構成)を設置し、学校選択制度の実施について諮問しました。その後、慎重な審議を重ね、去る6月20日に答申が出されました。

### 答申の内容

同懇談会は、「学校選択の機会拡大は避けて通れない課題であり、子どもたちが行きたい・学びたい、保護者が行かせたい・学ばせたい学校を希望できる学校選択制を制度として確立し、実施に向けた取り組みが必要である」として、

### 実施に向けた取り組み

教育委員会では、この答申を受けて、通学区の弾力化をより一層図るために、来年4月に入学する新1年生を対象とした学校選択制度実施に向けた取り組みを行います。

従来は、小学校や中学校に入学する場合は、住んでいる住所により入学する学校(指定校)が決まっておりますが、指定校以外の学校に入学できませんでしたが、この制度は、希望により、保護者が市立小学校全19校、中学校全9校の中で入学する学校を選択できるようにした制度です。

現行の通学区区域に変更はありませんので、指定校に入学する場合は従来どおり手続きは必要ありません。今後は、制度案内、学校案内等を配布すると共に、各学校で学校公開や学校説明会を開催し情報提供を行います。

次号では、手続き等詳細についてお知らせします。

学務課(☎内線2621)

# お知らせ

## 市民体育館利用団体懇談会の開催

市民体育館の建て替えに伴い、市民体育館の皆さんとの懇談会を開催します。

とき・ところ 7月22日(月)午後2時〜4時・7時〜9時・イングリッド3階会議室

スポーツ振興課(☎内線2715)

## 市民会館の施設が利用できる日

プレイルーム：平成15年2月19日(水)午後6時〜10時・20日(木)午前9時〜午後5時

宴会場(松・竹・梅)：平成15年2月20日(木)午前9時〜午後5時

8月1日(木)から体育室が午後・夜間に限り、火曜日も利用できます(17日から受け付け開始。一定の使用法あり)。

市民会館(☎63・5381)

## 都市計画変更に伴う関係図書の縦覧

ひばりが丘団地建替事業に伴い、「東村山都市計画、保谷都市計画及び田無都市計画一団地の住宅施設」、「保谷都市計画用途地域」および「保谷都市計画高度地区」を変更しましたので、関係図書の縦覧を行っています。

縦覧場所 保谷庁舎5階都市計画課(☎内線2411)

## 乳幼児医療費助成制度

対象年齢は就学前まで、市では一定の所得制限を設け、就学前までの乳幼児に係る医療費の一部を助成しています(1歳未満の乳幼児は、



## 現況届の提出について

医療証の有効期間が9月30日までのものをもちの方、「現況届」を郵送します。8月26日(月)までに必ず提出してください。8月31日以前に医療証の有効期間が切れる方は新たに申請が必要です。

子育て支援課(☎内線1525)

## 児童扶養手当

8月から改正されます。母子家庭の方に支給されている児童扶養手当制度が、8月から改正になります。

主な改正点

所得制限限度額の変更と手当額の見直し：所得制限限度額の変更 一部支給額が所得に際して4万2千360円から1万円まで10円きざみに変更(全部支給額、2人目以降の加算額に変更なし)

所得範囲等の見直し：受給者が母の場合は、児童の父からの養育費の8割を所得に加算。寡婦控除なし。特別障害者控除額の引き上げ

支給機関が東京都から西東京市に変更(12月支給分から)

児童扶養手当制度

支給要件 18歳に達した日の属する年度の末日以前一定の障害がある場合は20歳未満に、次のいずれかの状態にある児童の母または養育者(母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合、児童が父に支給される年金の加算の対象になっている場合は除く)

父母が離婚した児童 父が死亡または生死不明の児童 父に重度の障害がある児童 父が1年以上拘禁されている児童 父に1年以上遺棄されている児童 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)

支給要件の発生の日から5年を経過すると手当の請求をすることができません。

手当額 1人月額4万2千370円、第2子以下は5千円、第3子以降1人につき3千円の加算。申請のあった翌月分から支給。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。支給要件に該当する方で、まだ申請されていない方は、子育て支援課で申請手続きをしてください。

今回の改正に伴い、8月に提出する現況届にも変更があります。現在受給中の方(所得超過による支給停止の方を含む)には、7月末に現況届

## 平成14年度 所得制限額 (円)

扶養人数	加入年金の種類	
	国民年金加入者および未加入者	国民年金加入者以外の年金加入者
0人	3,010,000	4,600,000
1人	3,390,000	4,980,000
2人	3,770,000	5,360,000
3人	4,150,000	5,740,000
4人	4,530,000	6,120,000
5人以上	1人につき38万円を加算	

## 新規申請の方

対象要件 市内に居住する就学前の乳幼児(平成8年4月2日以降に生れた子)の保護者で右表の所得制限未満の方

助成範囲 乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担額

助成期間 10月1日〜平成15年9月30日(8月中に申請があった方は、10月1日から医療証を9月下旬に交付)

申請に必要なもの 印鑑 健康保険証の写し 年金加入証明書 平成14年度所得証明書(平成14年1月2日以降西東京市に転入した保護者) は、後日提出可。

平成14年度の児童手当を申請している方は 不要

現況届(7月下旬に郵送)を出す方は、改めて申請の必要はありません。

申請場所 子育て支援課(田無庁舎1階、保谷庁舎1階)

## 休日・夜間市税等納付窓口を開設します

休日窓口 7月20日(土)午前9時〜午後4時

田無庁舎 税金：2階203会議室 国民健康保険料・税：2階保険年金課

保谷庁舎 税金：1階納税課 国民健康保険料・税：1階保険年金課

夜間窓口 7月29日(月)〜31日(水)午後5時〜8時

田無庁舎 税金：4階納税課 国民健康保険料・税：2階保険年金課

保谷庁舎 税金：1階納税課 国民健康保険料・税：1階保険年金課

納税課(☎内線1355、☎2123)

保険年金課(☎内線1481、☎内線2135)

## 補助金・負担金の概要を公開します

「市にはどんな補助金があるんだろう」、「補助金を使ってどんなことが行われているんだろう」、「そんな皆さんの声にお応えして、平成13年度予算に計上したすべての補助金・負担金の事業目的や補助内容等を公開します。

資料は、7月15日(月)から、情報公開コーナー(田無庁舎3階、保谷庁舎1階)でご覧になれます。

企画課(☎内線1121)

## 平成14年度 所得制限額 (円)

扶養人数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4人目以降	1人増すごとに38万円加算		
1人につき加算	特定扶養 15万円	老人扶養 10万円	老人扶養 6万円